

建築並びに土地造成に関する

申し合せ事項

1991年(H3)4月21日初版

2010年(H22)6月27日④版(連合会)

1. 制定の目的

近隣住民とのトラブルを防止する
豊かな環境の維持と増進を図る



2. 建築主(施主)・設計者・施工者(建築会社等) のあるべき基本姿勢

- (1) 地域の豊かな環境を壊さず、魅力を増進する計画を企画する
- (2) 他の迷惑にならない建物・構築物を施行する
- (3) 事前に近隣住民とコミュニケーションを図り発生する問題を解決する
- (4) 話し合いの場は関連住民が出席し、町内会地区役員も参加し協議調整をする

注: 3.運用範囲は1頁参照

4. 申し合せ内容

法・条例・指導要綱に基づく制定

(1) 町内会への届け出 説明会の開催

規模にかかわらず建築・土地の造成。

(建替えや増改築もこれに準ずる)

計画が確定する前の届け出と説明

(町田市建築審査課は近隣説明の終了を確認する)

● 集合住宅

分譲マンション、賃貸マンション、木賃アパート

● 建売住宅 戸建住宅 (1戸当り240㎡未満に分割分譲)

開発を予定し、樹木の伐採や旧住居の解体、
土地の造成

(2)協定の締結

十分な協議、住民の要望を最大限にとりいれる

ア)計画内容に関する協定

- ①隣地への日照、プライバシー、電波障害
- ②敷地境界、敷地内の植栽
見通しの効かない門や塀にはしない
- ③既存樹木の保全
- ④2m以上の擁壁は垂直にせず、擁壁の緑化
- ⑤建物は色彩や景観に調和
- ⑥敷地規模を大きくゆとりをとる
- ⑦低層の集合住宅にして周辺の建物と調和
駐輪駐車場、ゴミや資源回収場、管理人体制

イ)工事に関する協定

- ①騒音,振動,粉塵の防止 (工法、重機、測定器)
- ②工事車両の交通対策 (道路使用、保全員)
車両は4トン以下20^キ□走行
慢性的路上駐車禁止 (作業者の通勤等)
- ③火災・土砂災害の防止
風紀上の問題をおこさない (トイレ、事務所)
- ④作業時間、休日の設定 (通学時間等)
- ⑤24時間連絡先の表示
- ⑥近隣の事前調査と損害補償 (家屋調査)

ウ)完成後の住環境維持(住まい方,周辺環境と調和)

- ①完成後の住人に協約内容を申し送りする
- ②集合住宅の居住者・管理者に協約内容を伝える

5. 町内会・自治会へ加入のおすすめ (住みよいまちづくり)
近隣の方々の防災、見守り、コミュニケーション